

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱

(通則)

第1条 奨学のための給付金(以下「給付金」という。)の支給に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて(平成30年7月1日付け30文科初第322号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、国公立高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。))のうち、私立の高等学校等を除いた学校等をいう。)の生徒等(以下「高校生等」という。)の保護者等(法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)(以下「保護者等」という。)に対し、予算の範囲内において給付金を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象世帯及び給付額)

第3条 別記1(1)に定める世帯の区分に応じて、別記1(2)に定める範囲の支給対象の高校生等の保護者等に対して授業料以外の教育に必要な経費について次のとおり給付金を支給する。

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯

ア 国公立高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 32,300 円

(2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

ア 高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科(以下「通信制」という。)以外の国公立高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 80,800 円

イ 通信制の国公立高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 36,500 円

ウ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で二人目以降の通信制以外の国公立高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の国公立高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 129,700 円

(支給の回数)

第4条 給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を上限とする。ただし、学び直し支援事業の対象となる高校生等については当該各号の規定に関わらず一人の高校生等につき各年度1回、通算2回を上限とする。

- (1) 全日制の高等学校等に通う一人の高校生等につき各年度1回、通算3回
- (2) 定時制、通信制の高等学校等に通う一人の高校生等につき各年度1回、通算4回

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、次の書類を教育委員会に提出するものとする。

- (1) 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書(様式第1号)
- (2) 別記2に定める証明書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類
- (4) 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届(様式第5号)(埼玉県立の高等学校に在学する生徒のいる世帯で入学料・授業料等の振替口座に申請者の名義の普通預金口座が指定されている場合を除く)

2 前項に定める書類は、教育委員会が別途定める日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出できないと教育委員会が認めた場合はこの限りではない。

(支給決定の審査)

第6条 教育委員会は、前条の申請書類を受理したときは、必要な事項を審査の上、支給する要件に合致しているか別記1(3)に定めるとおり審査し、給付金について支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の支給又は不支給についてその旨を当該申請者に支給決定通知書(様式第2号)又は不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(支給決定の取消等)

第7条 教育委員会は、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合には、給付金の支給の決定を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。なお、その場合にはその旨を当該受給者に支給決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合
- (2) その他、支給することが適当でないと教育委員会が認めた場合

(支給の方法)

第8条 給付金は、原則として第6条の規定による支給決定を受けた者に対して次の各号に掲げる区分に応じて教育委員会が定める期日に支給するものとする。

- (1) 埼玉県立の高等学校に在学する生徒のいる世帯で入学料・授業料等の振替口座に申請者の名義の普通預金口座が指定されている場合 当該指定口座
- (2) 上記以外の場合 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届(様式第5号)で指定する口座

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別記

1 支給決定の審査方法

(1) 支給対象世帯の区分

支給対象の世帯の区分は次のとおりとする。なお、いずれも支給決定にあたっての当該年度の7月1日(7月以降に入学することが定められている国公立高等学校等の入学者については入学後翌月の初日。以下「基準日」という。)現在に保護者等が県内に住所を有する世帯を対象とする。

ア 生活保護(生業扶助)受給世帯

基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(以下「生業扶助」という。)が措置されている世帯をいう。

イ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯をいう。

(2) 支給対象の高校生等の範囲

法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者(特別支援学校の高等部である者を除く。)のうち、基準日現在に国公立高等学校等に在籍している者(県立高等学校学び直し支援金又は市立高等学校学び直し支援事業の対象となる者のうち基準日現在に国公立高等学校等に在籍している者も含む)。ただし、次の場合は、対象外とする。

ア 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合

イ 基準日現在、当該年度のすべての期間において休学許可を受けている場合

(3) 支給要件の審査

支給対象世帯の区分により、次の方法で支給要件に合致しているか審査する。

ア 生活保護(生業扶助)受給世帯

生業扶助が措置されていることが書面等により証明されていること。

イ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

高等学校等就学支援金受給資格認定における審査の方法により確認した保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であること。

生業扶助が措置されていないことを誓約している者であること。

2 提出する証明書類

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯

- ア 生活保護（生業扶助）受給世帯であることを証する書類
世帯の状況について、次の書類を添付する。

< 提出書類 >

様式第6号「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」等、基準日現在に生業扶助を受給していることを証明する書類

(2) 保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である世帯

ア 課税証明書等

保護者等について、次の書類を添付する。ただし、高等学校等就学支援金受給資格認定において提出のある場合は、省略できる。

< 提出書類 >

市町村長が発行する、当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載された課税証明書の写し等、保護者等全員分の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書

イ 健康保険証等の写し

15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の子の扶養状況について、次の書類を添付する。

< 提出書類 >

15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の子の健康保険証の写し等、子を扶養していることを証明する書類

ウ 在学証明書

対象となる高校生等の高等学校等の在籍状況について、次の書類を添付する。ただし、県内の高等学校等及び千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の国公立高等学校等に在籍し該当県教育委員会を經由して申請している場合は、省略できる。

< 提出書類 >

在籍する学校長が発行する、在籍状況が記載された在学証明書等

(3) 添付書類から属する世帯の状況が判断できない場合

(1)及び(2)で添付した証明書類から世帯状況が判断できないときは、その状況が判断できる書類を添付する。

< 提出書類（必要に応じて） >

市町村長が発行する、住民票の写し等、世帯状況を証明する書類